工業用機械等の取得価額に関する明					計		事	業		•	•		法人	名 ()	
/ 措法第42条の9第1項の表の各号の該当号				1	第		号	第		号	第		号	第		号	第	号	
事	業	種	目	2															
資産	種		類	3															
	構造、設備の種	類又は区	分	4															
	細		目	5															
分分	取 得 年	月	日	6	平	•	•	平	•	•	平	•	•	平	•	•	平	•	
	事業の用に供	した年月	日	7	平	•	•	平	•	•	平	•		平	•	•	平		
取得価	取得価額又Ⅰ	ま製作価	額	8			円			円			円			円		円	
	法人税法上の圧 引 当 金 又 は 積			9															
額	差 引 改 定 :		額	10															
機械設備等の概要													\int						

法 0301 - 0609 - 02 - 付

別表六の二(九)付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の13第1項 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合 に記載します。

なお、この明細書は、各連結法人ごとに別葉で作成 し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中 に記載してください。

- 2 「措法第42条の9第1項の表の各号の該当号1」の 空欄には、その工業用機械等が措置法第42条の9第1 項の表の各号のいずれに該当するかを記載します。
- 3 「事業種目 2 」には、その法人が営む事業種目を記載します。
- 4 「種類3」、「構造、設備の種類又は区分4」及び 「細目5」には、その工業用機械等の耐用年数省令別 表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、 細目等を記載します。
- 5 「法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計 上額9」には、法第81条の3第1項(個別益金額又は

個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合(法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金として積み立てる方法により経理したときに、その繰り入れた又は積み立てた金額(繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。)を記載します。

6 「差引改定取得価額10」は、その資産が措置法第42 条の9第1項の表の各号の第3欄に掲げる減価償却資 産で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合 計額が20億円を超える場合には、

$$\left(20$$
億円 $\times \frac{((8) - (9))}{((8) - (9))$ の合計額 相当額を記載します。

7 「機械設備等の概要」には、機械設備等が、措置法 第42条の9第1項の表の各号の第3欄に掲げる工業用 機械等に該当することの詳細を記載します。